

労働・助成金情報 特急便

深川経営労務事務所
社会保険労務士 深川 順次
〒812-0014
福岡市博多区比恵町 11-7-701
TEL : 092-409-9257
FAX : 092-409-9258

第 31 号 (2013 年 12 月)

今回は、平成 25 年 12 月 1 日に施行された改正道路交通法の内容と会社がとるべき対策、また、会社の車両管理方法について取り上げたいと思います。

改正道路交通法

道路交通法の一部改正ポイント

(平成25年12月1日施行分)

項目	改正または新たに設けられた内容
危険・悪質な運転者への対策 12月1日施行	無免許運転 無免許運転の下命・容認 免許証の不正取得 改正前 1年以下の懲役又は30万円以下の罰金 改正後 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金 違反点数も強化 19点 → 25点 欠格期間 1年 → 2年 ※前歴のない場合
	補助行為も禁止 無免許運転の恐れがあると認識しながら 車両を提供 → 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金 依頼し同乗 → 2年以下の懲役又は30万円以下の罰金
	自転車利用者への対策 12月1日施行 ブレーキの効かない恐れのある自転車 → 停止命令・検査・運転継続禁止等 (違反者5万円以下の罰金) 路側帯通行 改正前は道路右側の路側帯も通行可 (双方向可能) → 道路左側の路側帯のみ通行可

会社のとるべき対策

運転業務に従事する可能性のある従業員を雇用する際は、必ず運転免許証の提示を求め、社有車の使用を許可する場合も運転免許証の提示を義務付け、その後も定期的に運転免許証を有している事を確認する必要があります。また運転免許証を有しない従業員に自動車を提供したり、運転を命じたりすることがないように、日頃の従業員教育も必要です。

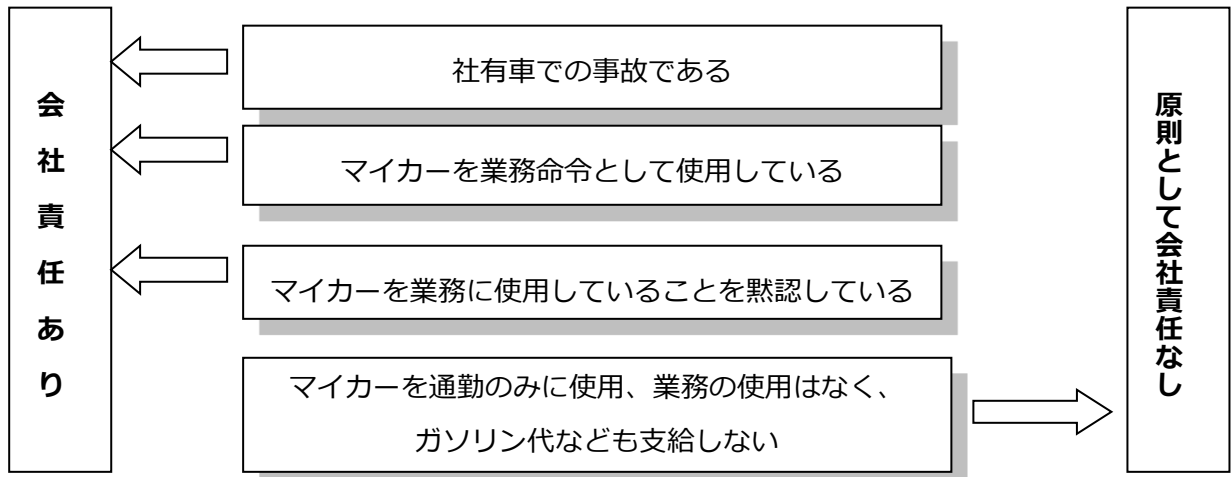
また、業務に自転車を使用している場合も自転車運転に関するルールについても日頃から従業員教育を徹底する必要があります。

車両による事故と会社責任

	業務上	通勤途上	使用
社有車	○	○	○
マイカー	○	△	△

○：会社責任あり

△：ひんぱんに業務に使用している場合は会社責任あり



会社のとるべき対策

従業員が社有車を運転中に事故を起こした場合やマイカーを業務に使用していて事故を起こした場合、会社が損害賠償責任を負わされる可能性があります。

会社にとっては大きなダメージを被ることとなるため、このような危険を回避するため、運転業務に従事する従業員が自動車を運転する際のルールをあらかじめ決めておく必要があります。

◇許可性の導入および就業規則の記載

◇社内規定の作成とそれに基づく管理の実践

- ・社有車管理規定
- ・交通事故対策規定
- ・マイカー通勤取扱規定
- ・マイカー業務使用規定 等

◇損害保険の加入とその定期的なチェック

参考文献：シンク出版ホームページ <http://www.think-sp.com/2013/11/14/dokoho-kaisei-2013-12-1/>

労働基準法がよくわかる本（下山智恵子）、ビジネスガイド1月号